

第 59 回岩手県環境影響評価技術審査会会議録

1 開催日時

平成 28 年 7 月 7 日(木) 午後 2 時から午後 3 時 30 分まで

2 開催場所

盛岡市内丸 13-1 岩手県民会館 第 1 会議室

3 出席者

【委員（10 名） 敬称略・五十音順】

伊藤 歩

佐藤 きよ子

島田 卓哉

篠木 幹子

鈴木 まほろ

高根 昭一

鷹觜 紅子

中村 学

平塚 明

由井 正敏

【事務局】

環境保全課総括課長 小野寺 宏和

環境保全課 環境影響評価・土地利用担当課長 藤村 朗

自然保護課 技術主幹兼自然公園担当課長 本木 正直

その他関係職員

【事業者】

株式会社グリーンパワーインベストメント

4 議事

(冒頭、事務局から、委員 13 名中 10 名が出席しており、半数以上出席していることから、会議が有効に成立していることを報告し、会議の一部を非公開とすることについて委員の了承を得た後、議事に入りました。)

[会長]

それでは、議事の一番目、(仮称)稲庭田子風力発電事業環境影響評価方法書の審議に入ります。

(1) (仮称) 稲庭田子風力発電事業環境影響評価方法書について

[事務局]

(手続状況等を説明後、事業者(株式会社グリーンパワーインベストメント)から方法書の概要等について説明を行わせたい旨を説明しました。)

[会長]

事務局から、事業者から説明させたいとのことですが、よろしいでしょうか。それでは、事業者から説明頂きますが、30分程度でよろしくお願いします。

[事業者]

(事業者から、方法書の概要等について説明がありました。)

[会長]

どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明につきまして、内容の確認も含めて最初に質問があればお願いします。なお、希少動物についての質問の、5、8、10番の回答等については、一般的事項についての質疑をしていただいた後に、会議を非公開に行います。

それでは、どこからでもよろしいですので、お願い致します。

[篠木委員]

ただ今、ご説明していただきました資料No.4の3番目の質問に関連して、私も、この部分について伺いたいと思っていたので、改めて伺いたいと思うのですが、この風力発電機の設置予定場所というのは、1、2、3、4、5、6号機は、他の所から比べると、やはり、離れた場所にあつて、実際に、道路の拡幅が必要であつたり、あるいは、新しい道路も必要であるということですが、送電に関しても、どのくらい効率的に、それが出来るとかということもちょっと不明で、それでもなお、ここに風車を置く意味というか、意義、その辺りを教えていただければと思います。

[事業者]

風車を置く意義としては、我々事業者としては、風力発電事業として、やはり、経済性を上げるために、たくさんの風車を設置したいということがあるので、そういう意味で、ここに設置をさせていただいております。

先ほど、日本気象協会の米倉さんから説明させていただいた通り、現時点では、取り付け道路を、ご指摘の下の方の林道なのですが、今、詳細設計をしているところなのですが、基本的に、かなり道が細くて、急勾配であつたりして、中々やはり、これをこのまま使うことは出来ないというのが、それなりにわかってきています。

後は、保守的な送電線のルートというのもあつて、やはり、ずっと右上の方に、風車があるので、送電線を上の方に集約して行って、そこから東北電力の送電線に繋いでいくプランに最終的にはなると思います。

そうすると、方法書に記載している林道ではなく、対象事業実施区域内を歩いていくような形にならざるを得ないということもあって、現段階ではこういう計画にさせていただいているという状況でございます。

[会長]

それに関連してですけども、まず、本編の5ページに、事業実施区域の位置と周囲の状況があります。それと310ページを比べて欲しいのですが、一部は既存の道路があるように見えませんが、5ページを見ると、道路が無いように見えます。

この搬入路の何%くらいが、既存の道路になっていますか。ざっとでいいですが。

[事業者]

正直に申し上げますと、パーセンテージがどのくらいかというのは、把握していないのですが、現段階で言えるのは、緑色のラインで示している、既存の二車線の公益の道路があるので、これは、完全に既存の道路になります。

他の所は、ちょっと、パーセンテージは何とも言い難い状況ですので、準備書段階では、その辺りを示させていただければと思います。

[会長]

例えば、6ページ左下に、色が薄くなっている所があります。

[事業者]

あとは、17から20番ぐらいのところにも既存の林道があります。

[会長]

そうですね。

そして、68ページに簡単な類型環境区分図がありますけども、これを見ると、ピンク色が乾性草地ですから牧野ですよ。だから、牧野に行く為には道路があると思うのですが、この左下の間が、なぜ抜けているのかというと、実は緑の回廊があるから抜けているんですよ。

国有林は、これまでの方針ですと、緑の回廊を設定する前に出来ている道路計画であれば、認められるけれども、緑の回廊が設定された後の道路の設定は、森林管理局が設置している委員会の承認を得ないと通せないですよ。

そういう関係があるので、もし国有林であれば、森林管理局にはあたっていますか。ここは民有林のみの緑の回廊ですか。

[事業者]

いえ、ここは国有林です。

[会長]

国有林ですよ。

[事業者]

具体的に、緑の回廊については、まだ協議していません。ただ、国有林の活用を検討させていただきたいというご挨拶も含めて話をさせていただいているのですが、協議は、今後していく予定です。

[会長]

そうですね。

国有林は、風力に対して協力するよという通達が出ているのですが、それと、ここに隣接している緑の回廊は別ですからね。もしかしたら、時間かかるかもしれないので、早めに聞いておいた方がいいですよ。

それ次第では、篠木委員が質問したように、わざわざ下の方に、真ん中の緑の回廊を通して林道を作って設定するというのが、難しいかもしれないですよ。

それは早くわかった方がいいと思いますので、よろしくお願いします。

では、他にお願いします。

はい、鈴木委員。

[鈴木委員]

今、話題になっている所と関連する質問ですので、ここで発言致します。

風車1番から6番のある場所に向かって、青い線で道路を新たに作る計画ですよ。

これは、非常に距離が長く見えます。310ページと181ページを見ますと、この道路が通る予定のところは、全て、保全区域A、Bになっています。距離が長いので、樹木の伐採量も非常に多くなると思いますし、基本的に、ブナ林のように見えますので、環境影響は、森林性の生物、あるいは、森林生態系への影響が大きくなるのではないかと予想されます。

調査方法については、例えば248ページから258ページくらいに渡って、調査ルートが示されていますけども、基本的に、この調査ルートがこのブナ林のところを通っていないということが一つ。そもそも道がないところなので歩けない、ということなのだと思いますが、ここを実際に歩いて、調査する計画ではないように見えます。

それと、259ページの植生の調査計画の具体的な調査地点が、まだ示されておりません。

どこで、植生状態を調べたのかわかる状態ではないです。この計画から、まとまった森林への影響をどのように評価するのかというと、率直に言って疑問を感じます。

特に、例えば、この道路を作ることによって、伐採することになる樹木の量とか、あるいは、どの程度の大径木を切らなければいけないとかですね、そういうことが見えてくるような調査でないと、おそらく評価は出来ないのではないかと思います。

経産大臣からの意見でも、森林のまとまり、緑の回廊と同様の機能を持つ森林については、改変を避けるよという意見が出ていますよですので、ここについては十分配慮があるだろうと思います。調査方法、手法について、十分に、ここの森林生態系の機能、あるいは環境影響が評価できるような方法にするべきだろうと考えるのですけれども、いかがでしょうか。

[会長]

はい、事業者お願いします。

[事業者]

ご指摘の点につきまして、まず、調査ルートにつきましては、今現在は、計画段階、例えば、既設の道路があるとか、そういった部分を、基本ルートとして図示させていただいております。

現地調査で、今後、植生調査などを、本格的に、夏の辺りに入っていくことになるのですが、当然、そこではこの基本ルートだけではなくて、ご指摘頂いた点も鑑みまして、踏査ルートを、徐々に枝のように、どんどん増やしていくという段階でございますので、この図示した部分しか歩かないということでは全くございません。

私共としまして、配慮書段階で経産大臣意見であったりとか、岩手県知事意見であったりとか、そういったところで、やはり、緑の回廊に対するご意見であったり、あとは、保全地域のA、Bに関する意見を頂いているというのは承知してございますので、自然関係のまとまりの場という意味でも、植生につきましては、今後の調査計画に、ご意見を反映させていこうと考えております。

A区域、B区域につきましては、現時点では、メッシュにかかっているということでございますが、メッシュの規模が非常に大きいところでございますので、実際のところ、この区域の中が、どういう形の植生になっているか、どういうまとまりの場になっているか、あとは、既存の道路があるのかどうかということも、やはり、今後の植生調査を踏まえて、検討していくということになりますので、鈴木委員のご指摘のところにつきましては、調査の中で留意していくという形で考えております。

[会長]

68 ページをもう一度見て欲しいのですが、ここの環境類型区分で、今言った緑の回廊を突っ切るルートの中にも、先ほど言った牧草地と、それから、水色が針葉樹林ですけども、そういうところがあるので、できるだけそういうところを利用するというのと、1 から 6 までの風車の並びのすぐ北に、左から上がってくるもの凄く曲がった林道が見えているんですけども、これがヘアピンだと大変ですが、今回設定される搬入路というか、事業区域外から、今度作る道路にもそういうところがありますので、一番影響が無さそうな、そこを、うまく綺麗に通れば、針葉樹人工林だけを通れるように思いますが、そういったことも検討して欲しいですね。

いずれ、この部分の植生調査はこれからやられるということですよ。

[鈴木委員]

方法書の審査ですので、方法書が妥当な記述かどうかというのを審査するのだと思うのですが、すいません、これでは、方法がきちんと示されているように思えないという、率直な言い方ですが、意見として言わせていただきます。

[会長]

はい。では、他にお願いします。

はい。伊藤委員どうぞ。

[伊藤委員]

239 ページですが、水環境の水質調査地点の配置図になっているのですが、これは、工事中

の土砂とか、濁水とかの影響を調べるための地点だと思うのですが、その隣にある、出来るだけ工事地点に近い位置というか、これで言うと上流になるかと思うのですが、①、②、③、⑤というのは、大分下流の方に配置されているようなのですが、それは、237 ページの表の方に、右側に選定理由が色々あって、水がきちんと流れていて、採取出来るとか、そういう条件がもちろん、必要になってくるかと思うのですが、この配置について、どうしてこのような下流に配置しているのかということをお聞きしたのですが。いかがでしょう。

[会長]

お願いします。

[事業者]

この点につきましては、やはり、私共としても、水を可能なかぎり改変区域に近いところで取りたいという思いで選定をしているところではございますが、やはり、濁水が流れていく時の、雨の時の調査がキーポイントになってくると思うのですが、その時に、平水時とか、後は、水生生物のように、晴れているときに調査するような項目と違って、やはり、内容が、足元も悪い中で、暗い林の中を進まなくてはいけないということが、実務上の問題としてありまして、まとまった雨を取るために、ある程度ピークの前後というのを狙っていくのですが、どうしても、それが、深夜にかかる時もあると、その時に、やはり、ちょっと車のヘッドライトだけを頼りに、上流の結構暗いようなところまで行くというのは、安全上の問題で、中々やりづらいという部分もあって、確かに、環境上は可能な限り上流部の方が良いというのは、私も理解しているところではございますが、現実的に、実施可能な範囲で、可能な限り上流に設定したという、現時点では、そういう回答になります。

[伊藤委員]

わかりました。

[会長]

水質の調査は、夜間にやるのですか。

[事業者]

場合によっては、まとまった雨が、昼間にタイミング良く降ってくればいいのですが、結構、夜にまとまった雨が降ることがありますので、そういった場合を鑑みて、中々、安全上、問題がありそうなところには、アクセスがしづらいというところでは。

必ず、夜間にやるということではないのですが、可能な限り、明るい方が安全上も配慮できますので、可能な限り昼間、場合によっては、どうしても夜間にかかってしまう場合は、夜にやることもありますという回答になります。

[伊藤委員]

今のお話では、工事の水質というところだったと思うのですが、その他に、平水時の水質も測定されるということで、そちらについては、必ずしも同じ地点でなくてもいいのではないと

いう気はするのですが、その辺りいかがでしょうか。

[事業者]

やはり、工事の違いがあるということもあるのですが、やはり、降っているときと、降っていないときのデータを比較するという意味では、同じ地点の方が望ましいかなというふうに考えております。

[伊藤委員]

はい、わかりました。

[会長]

今の水質の質問に関連しまして、一般の方からの質問の中に、カジカ的一种が青森県側で、そこにしかないという記述があるのですが、それは、この水質の調査地点で、カバーしてモニタリングできるということで宜しいですか。

[事業者]

水生生物の項目になりますが、水生生物の場合は、可能な限り上流の方に調査地点を設定していますので、カバーは出来るかと考えております。

カジカに関するご意見につきましては、生息地の状況が、具体的に示されていないのですが、杉倉川であるか、もしくは、北側の熊原川の上流にあるかということで、当たりはつけておりますので、杉倉川の上流にあったとしても、水生生物の調査地点は、網羅していると考えています。

[会長]

はい、わかりました。

はい、どうぞ。

[中村委員]

水生生物の調査地点が、252 ページのところに、魚類及び底生動物という形で出ておりますが、今、上流に設定したと仰っていましたが、それ程上流ではないのかなと思います。

先ほどから議論になっております、水環境の調査地点と同じ場所、底生動物と同じ場所で調査ということは無理なのでしょうか。ここも人が入って調査するというのは難しいのでしょうか。つまり、生物の生息状況に、そういう物理的要因があるという関連で、抑えておくというような調査にはならないのかという質問です。

[会長]

はい、お願いします。

[事業者]

基本的には、水の濁りが発生する恐れがある河川として両地点とも選定しているところでご

ざいますが、水生生物の場合は、その要因に加えて、この地域の周辺の水域で、どういう生物が生息、分布しているのかという、その生物学的な部分でも把握が広域的に必要な場合もあるので、そういう意味では、必ずしも単純な水の濁りという所での項目で選出する項目とは異なる場合があるというのが回答になります。

[中村委員]

確かにそうですが、例えば、生物が少ない要因が、水質が、科学的にどうのということはありませんが、物理的な要因、定期的にゴミが出やすいとかですね、そういう原因があるという、そういうところは、抑えることができるかもしれないということですね。

底生動物の調査等では、必ず、そういう物理学的なデータを可能な限り採ってとっておくことはやるわけなのですが、まあ可能な限りということになると思うのですが、底生動物調査の際に、多分、底生動物を採取する方と、水質を採取する方のご担当が違うのだと思うのですが、底生動物、最終的に合わせたデータを並べて見てみると、要因が見えてくるというのはあるかもしれないという意見です。

[会長]

工事の影響範囲と水の改変による変化を見据えながら、今の質問に対しまして、水生生物調査と水質調査について、より正解が出るように検討して欲しいと思います。

他にございますか。

はい、では島田委員。

[島田委員]

すみません、話が戻ってしまって申し訳ないのですが、緑の回廊自体を、はっきり図示されている所はございますか。一番近いのは、70 ページかと思うのですが、緑の回廊自体の地図はこれしか出ていないですか。

[事業者]

緑の回廊は、具体的には配慮書の方に記載させていただいている所がございまして、それが298 ページのところです。配慮書の内容を再掲載したものになりますが、こちらの所に、方法書の区域と、重ねてはおりませんが、こちらに載せております。

[島田委員]

実は、緑の回廊の、現在、名前が変わって保護林等検討委員会というのですが、その委員を、私は、何年かしているのですが、さっきの話を聞きながら、すぐには反応できなかったのですが、時々、解除案件というものが審査に係りますが、基本的には、生命に関わるものとか、ほんのちょっとだけ道路を削るとか、そういう案件しか、現在は見たことがないですね。5件か、6件ほど、あるのですが。

ですので、そういうところから考えると、はたして、これだけの改変を、森林管理局が何て言うのだろうと思います。そんなことを、今ここで言っても仕方ないのですが、そこは非常に疑問に思いました。

なので、先ほどから、色々な方々から意見が出ていますけども、できるだけ早く、森林管理局との折衝をしていただかないと、色々難しいことが出てくるのではないかなと思いました。

[会長]

ありがとうございました。

[事業者]

先ほどからお話を頂いております緑の回廊について、我々の取組を少しでも補足させていただきたいと思います。配慮書の段階からも、この問題については意識しておりまして、本日もどこまで対策を施して、この事業の緑の回廊界限での実現性、再現性、保持性が示せてないのは非常に残念なのですが、実は、この問題につきましては、国有林であったり、保安林等の事業についての経験に長けておりますコンサルタントと、実は、協議を始めておりまして、実際に東北森林管理局等とどのような協議を今後進めていくのが妥当かということは今話している最中でありまして、この問題に関しましては、コンサルタント、それから、緑の回廊の設定作業に関わった知見のある有識者の先生方の意見を公開しながら、取り組んでいきたいというふうを考えている次第でございます。

[会長]

はい。わかりました。

では、一つだけ私も質問します。

もう一度、68ページに戻りまして、この環境影響区分ですが、このピンク色の、乾性草地が多分牧草地だと思うのですが、市町村からの意見の中にも農振法とか、農地をどう使うのかを早く決めてほしいというようなことが書いてありましたが、現段階で、国の方針として、風力を農地に建てる場合に、例えば、優良農地とか、農振法以外であれば、簡単に建てられる、ということでしたか。それはわかりますか。

[事業者]

基本的には、農振法と農地法があり、農地法の方は、ご存知の通り新しい法律で、農山漁村再エネ法ですね、これでプランを作って、それが承認されて、きちんと共有者がいれば、解除することが可能かもしれません。

農振法の方についても、除外5要件というのがあって、それを、うまく協議して出すことができれば、越えられるものだと我々としては認識をしていますが、この案件では、具体的に、そこまでお話をしているかというと、そういう段階ではなくて、今、二戸市と田子の農業委員会と、その農地が、そもそもどういう農地なのかという確認を始めたところではあります。

具体的に、このように手続きをさせていただきたいという話まではしてなくて、現状を、確認しているという段階ではあります。前日も、由井先生に配慮書の段階で早めに着手した方がいいというアドバイスを頂いて、ご想定いただいているような進捗は得られないかもしれませんが、その協議と並行して進めていきたいと考えて降ります。

[会長]

わかりました。

先ほどの緑の回廊と農振法、農地の問題、いずれ、クリアしないと進まないわけで、これは事業者が進める気があればやるでしょうから、それはお任せしますけどね。

では、他によろしいですか。

はい、どうぞ。

[佐藤委員]

すみません、確認なのですが、238 ページで、水質浮遊関係の調査のところ、文献その他の資料調査とありますけども、「入手可能な最新の資料による情報の収集」とありますけども、該当地点では、かつて何度か測定したことがあって、その最新のデータが、本当に入手出来るのでしょうか。

[会長]

お願いします。

[事業者]

この地域の、入手可能な資料があるかというところですよ。それにつきましては、この辺の川では、一部が地域の簡易水道の水源として利用されているところがあって、モニタリングが、年間一回やられているところがございます。それにつきましては、データが公開されておりますので、そのデータも参考に出来ると思います。

[佐藤委員]

わかりました。

[会長]

はい。では、よろしいですか。

では、先ほどの質問に対する質問は一旦締めまして、これから、方法書に対する審議ということになります。これまでも皆さんから、知事意見に盛り込むべき意見を頂いておりますが、これまでに述べられたことも含めて、重ねても結構です。方法書に対する皆様のご意見がありましたら、お願い致します。

[高根委員]

高根といいます。

事前に出した質問で、資料4の7の質問に対して、別添資料ということで、予測の結果を付けていただいたのですが、この予測をするにあたっては、他の事業の風力発電設備のパワーレベルのデータを使ったということですが、その機種というのは、今回の事業で、採用するかもしれない風力発電設備と特性的にどういう関係があるのですか。それをまず教えていただきたい。つまり、全く違う機種で、特性の違う機種で、データを取って結果の予測をしても、しょうがないのではないかとことです。

今回、採用が想定されるような機種を選んだのであれば、この予測の結果としては、納得できるのですが。その辺りについては、どのようなことなのかというのをお聞きしたい。その答えに対して、また意見を申し上げたいです。

[会長]

はい、お願いします。

[事業者]

このシミュレーションの結果としてお示ししている風車の諸元につきましては、同じ陸上風車の新設工事の際の採用風車のデータを使用していますので、それは、同一と考えて問題ないと思います。

[高根委員]

同一機種だということですね。

決まっていないということは、採用される可能性の高いものかどうかということでしょうか。

[事業者]

そうですね、はい。

[高根委員]

予測の結果のご説明としては、私が、ここを加えた方がいいのではないかという、確か長者前という集落では、殆ど寄与がないというご説明だったと思うのですが、別添資料1の後ろにある図を見ると、安土地区と等高線の色の分類としては、同じところに入っていますよね。薄い水色と言いますか。

つまり、この線、これはデシベルごとに引かれていますので、デシベルが違っても3、4デシベル程度ということですよ。データの数値が非常に低いということは数字を見ればわかるのですが、この予測結果は、ご説明の中で、風上、風下ということを仰っていましたけども、こういうことは配慮しているのですか。

[事業者]

予測計算の中での、パラメーターとしてということですか。

[高根委員]

そのとおりです。この図が風上、風下ということを考慮した予測結果なのかということです。

[事業者]

数値的には、現れてくるものではありません。というのは、風車の緒元として頂いているものが、きちんと国際規格で指定された、風下で測ったものを基に作成された緒元になりますので、基本的には、風下の音の緒元を使って、全方位に予測結果を出しているのですが、数値上では、特に風上、風下というところは現れてこないのですが、風下方向での、安全側の予測というの

は内包されていると考えております。

[高根委員]

予測手法としての、風力発電設備からの音は別に方向に関係なく一様に広がっていくという過程を多分していると思うのですが、難癖を付ける様で申し訳ないのですが、先ほどの説明だと、この図が風下、風上を考慮して考えたというふう聞こえたので、それはちょっと違うのではないかということ、例え、そういう要因が入っていたとしても、3デシベル、4デシベル程度の違いなので、私としては、1番から6番の風車が、どの程度、回りに影響を及ぼすのかということ、評価するところがあってもいいのではないかと考えたので、そういう地点についても測定したらいいのではないかとコメントしたのですが、予測の結果としても、この程度の違いであれば、私としては、ちょっと入れていただきたいなと思います。いかがでしょうか。

[会長]

お願いします。

[事業者]

安土地区と、長者前地区というのを引き合いに出してお話させていただいたところですけども、安土地区、実は、この測定地点で寄与値を評価すると、29デシベルという値になるのですが、当然、安土地区の中でも、風車側に寄っていく地点につきましては、30デシベルくらいの予測値になっていますので、確かに、安全側の配慮という意味では、一番近いところの寄与値を使って、バックグラウンドに対してどうかという評価をしていきたいと思っておりますので、そういう観点でいきますと、同じような色塗りのゾーンの、長者前地区というのは、30デシベルに近いところにありまして、5デシベル程度低いところにありますので、25デシベルのライン上です。その辺りでいうと、同じ距離であっても、5デシベルくらいの違いがあるということであると、やはり、風車の密集度であるとか、あとは、地形の効果というところで、同じ距離でも、かなり減衰量が多い結果になっておりますので、基本的には、安土地区でもシミュレーション結果としては、十分低減は出来ていると考えておりますので、特段、調査地点を置いて、それを含めて評価するというのは、今の段階では考えておりません。

[高根委員]

わかりました。

[会長]

はい。よろしいですか。

では、私からも一つ出します。

一般鳥類については、一般の方からの質問もあります。渡りのコースにあたるかどうかをきちんと調査していただきたい。

その場合には、衝突確率が、詳細に出るような調査計画を立てて実施していただきたいと思っております。もう実施しているかもしれませんが、よろしく申し上げます。

それ以外につきましては、これまで、先ほどの質問の中でも、意見に類似のものが出ておりますので、これを県の方でまとめていただければと思います。それでは、希少動植物に関する事前質問が出ているので、一旦会議を非公開として、質疑を行いたいと思います。

[鷹嘴委員]

すみません。この資料5については。

[会長]

一般の方からのですね。これは、最近はやっておりません。

[鷹嘴委員]

そうですか。

[会長]

事務局よろしいですか、参考にしながら質疑をしていただくということで。実際は、読む時間がないのですけどね。

[鷹嘴委員]

すみません、ちょっとお聞きしたいことがありまして、意見になるのかもしれないのですが、資料5の3ページですが、ここで、説明会を開催しているのですが、(2)の開催日時と来場者数が書いているのですけども、4箇所の説明会をやって、3名、6名、3名、4名という状況なのですよ。それで、この場所は、事業地域から、1km以内に6つの住居があるのですが、その方々へのきちんとした説明というか、そういうのは、行き届いていらっしゃるのですか。

[会長]

説明会の開催についてですか、それとも、事業概要の事前説明についてですか。

[鷹嘴委員]

説明会に、いらしていただいているのであれば、ある程度は、そこに住んでいる方は、理解しているというふうに受け取れると思うのですが、説明会に参加していない場合には、きちんと事業区域から1km以内の方々はこの事業の内容について、十分に理解しているのかどうかという質問です。

[事業者]

説明会開催のお知らせを、田子町の沼田地区が一番近いのですが、田子町の住民課とどういふふう周知するべきかを相談させていただいたうえで、周知したのですが、個人個人のお宅に行き通知したわけではないのですが、それぞれの地区の地区長さん宛てに、田子町は、かなり地区が多いので、正確な数は忘れてしまったのですが、10くらいの地区の地区長さんに対して、直接お知らせを配布させていただいたというのが、まず一つあるので、沼田地区の地区長さんにも、お知らせを配布させていただいたという状況です。

その他は、新聞の広告であったりとか、そういうものを使って、周知をさせていただいたということになるのですが、結果として、あまり人数が多くなかったというのがあるので、今後、準備書段階でも、当然、説明会やっていくので、きちんとと来ていただけるような方法で、今回の結果も踏まえて、やっていきたいと思っています。

[鷹嘴委員]

それはぜひお願いしたいというふうに思います。

[篠木委員]

すみません、今のところで、補足的な質問をよろしいでしょうか。

[会長]

どうぞ。

[篠木委員]

3名とか、4名とかいうのは、当該地域に住んでいらっしゃる方々の何%くらいなのですか。本来であれば、全員が来た場合には、いくらになるはずなのだけれども、3名でしたと。もちろん、各世帯で2人でいらした方もいるとか、そういうのもあるかと思いますが、3%なのか、30%なのか、80%なのかで、その割合によっては、行き届いているかどうかという、今のご質問が、意味を持ってくるような気がするのですが。

[事業者]

申し訳ありません。ちょっと人数までは把握していません。

[篠木委員]

そうですか。分かりました。

[会長]

はい、それでは本題に戻ります。

希少種に関しまして、事前の質問がありましたので、NO.5、8、10について、事業者からの回答の説明をお願いします。

(事務局の指示により傍聴者退席)

(傍聴人の退出後、非公開部分の審査を行いました。)

[会長]

よろしいですか。

希少種以外で、一般の方に戻って、言い残した事ございませんか。

では、鈴木委員をお願いします。

[鈴木委員]

意見が2つございまして、一つは樹木の伐採について、伐採量が、具体的に数値化出来るような評価をして頂きたいということが一つです。

あとは、現地調査なのですが、大体春、夏、秋と3季行うと書いているのですが、他の案件の調査結果を見ますと、5月と7、8、9、10月と行っていて、6月がすっぱり抜けている傾向があるように思われます。

6月の短期間にしか出現しない生物の中で、希少生物も結構いるように思えるので、ぜひ6月の調査もしていただきたいという意見を出します。

[会長]

その対象は野生の動植物全てですか。

[鈴木委員]

植物とそれから、特に蝶です。

[会長]

その辺は、事業者としてはどうですか。

既にやられているとか、もう間に合わないとか、もう7月入ってしまいましたが。

[事業者]

6月については、蝶については、現在、前倒し調査ということもありますので、ご指摘の通り抜けていて、もう間に合わない状況です。

[会長]

先ほどの、搬入路を作るところの植生調査は、これからやられるのだから、春先の植物と夏に茂る植物で、6月にだけ咲く植物はありますか。

咲かなくてもいいですが、6月ではないと、適季ではないという植物はありますか。

[鈴木委員]

特に腐生性の植物とかは、消えるのが早いので見つかりにくくなるというのがあります。

[会長]

では、それについては、事業者の方で検討して、緑の回廊のところだけが問題ではないのですが、出来る範囲で、補足調査を6月を含めて実施するようお願い致します。

では、よろしいですか。

(他の委員から意見・質問なし)

[会長]

それでは、これまで各委員が述べられた意見を審査会の意見と致します。

事務局においては、これらを踏まえて本件方法書に係る知事意見を作成されるようお願い致します。

以上で（仮称）稲庭田子風力発電事業方法書の審議を終了致します。

事業者の方は、ご苦勞様でした。

予定の議題は以上ですけれども、その他何か事務局の方から連絡事項等ございますでしょうか。

[事務局]

それでは、事務局からの連絡事項でございます。

知事意見の作成についてですが、本日、委員の皆様から頂きましたご意見を基に知事意見を作成させていただきます。また、提出前に、案が出来た段階で、皆様にご確認をお願いした上で提出したいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

それから、今後のスケジュールでございますが、既に、ご案内させていただきましたが、再来週の7月20日に、八幡平市の方で現地調査を予定しております。

こちらにつきましては、まだ、全員から出欠のご報告を頂いている状態ではないのですが、既にご欠席の連絡を頂いている委員の中で、もしも出席可能な方がいらっしゃいましたら、直前でも構いませんので、是非、ご参加頂ければと思います。参加人数が少ない状況でございますので、よろしくお願い致します。

それから、7月26日に、次回の第60回の技術審査会を予定しております。

こちらについても、現在、出欠の取りまとめを行っておりますが、こちらも、無理なスケジュールを組んでしまったため、定足数ぎりぎりの状態でございますので、こちらも、もしも、ご欠席ということでご連絡をいただいている方で、出れる方がおられましたら、ご連絡いただくと、幸いです。

それらが終了した以降は、しばらく何もない予定でございますが、7月の下旬から、また、新たに配慮手続きに入る予定の事業者が、急遽出て参りましたので、こちらの案件の技術審査会についても、8月の最後の週から9月の中旬くらいにかけて、開催させていただければと考えております。こちらのスケジュール調整につきましても、別途よろしくお願いしたいと思います。

7月は、現地調査2回、それから、技術審査会2回ということで、かなり無茶なスケジュールをこちらで組んでしまいまして、大変ご迷惑をお掛け致しまして申し訳ありませんが、7月が終わりますと、少し間隔が空くということでございますので、今、しばらく皆様のお力をお借りできればと考えておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

事務局からの連絡事項は以上になります。

[会長]

7月26日の案件は何でしたか。

[事務局]

審査案件は2件ございまして、1つ目が、久慈地区汚泥再生処理センター、それから、安比地熱発電所の建設事業になります。

[会長]

その2件ですね。わかりました。

では、他になければ本日の会議は終了します。

[事務局]

以上を持ちまして、第59回環境影響評価技術審査会を終了致します。

皆様、お忙しい中大変ありがとうございました。